

著作権行政の当面の課題について

2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定し、今後、2020年を目標として、我が国の活力を高め未来を切り開くための様々な取り組みを国を挙げて進めていくことが期待されています。文化庁においても、2020年に向けて、日本文化の魅力を国内外に積極的に発信し、日本が世界の文化芸術交流のハブとなることを目指して施策を展開することとしているところであり、実演家の皆様をはじめ文化芸術活動に携わる関係者の方々のご理解、ご支援を賜りたいと考えております。

文化芸術活動を支える基盤となる著作権制度については、文化庁では、昨年6月に策定された知的財産政策ビジョン等を踏まえ、今期の文化審議会著作権分科会において、出版者への権利付与、クラウドサービス等と著作権の問題、クリエイターへの適切な対価還元の問題、クリエイターへの適切な対価還元の在り方等の諸課題について検討を進めています。

このうち、出版者への権利付与については、出版関連小委員会において検討が行われ、電子書籍の流通を促進するとともにインターネット上の海賊版

に対して効果的な対策を講ずることができるようになる観点から、紙媒体の出版物のみを対象としている現行の出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権を整備すること等を提言する報告書が昨年末にとりまとめられました。この報告を踏まえ、文化庁では、今通常国会において必要な制度改正を行うための著作権法の改正案の準備を進めているところです。なお、今回の改正においては、視聴覚的実演に係る実演家の権利の保護について定めた視聴覚的実演に関する北京条約の締結のために必要な規定の整備についても併せて行うことを検討しています。

また、法制・基本問題小委員会では、クラウドサービスと著作権の問題、クリエイターへの適切な対価還元の在り方、著作権者不明の場合の利用のための裁定制度の見直し等の諸課題について検討を進めています。とりわけ、クラウドサービスと著作権の問題と、クリエイターへの適切な対価還元の在り方については、より集中的かつ専門的に検討を行うため、昨年11月に、著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームを設置したところ

です。この問題は、広く著作物や実演等の利用、流通に関わる問題であるとともに、懸案となっている私的録音録画補償金制度の見直しにも関わる問題であり、実演家の皆様のご関心も高いところではないかと思いますが、文化庁としては、今後、関係の皆様のご意見も十分にお聞きしながら、クラウドサービスの実情や著作物等の利用の実態等を踏まえて、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

著作権に関する課題は複雑多岐にわたり、それぞれの課題を取り巻く社会の状況の変化も激しいところですが、今後とも、新たな社会の要請に応じて審議会等における検討を行い、必要な施策を講ずることにより、著作物等の利用と権利の保護のバランスが図られ、我が国の文化の発展に寄与する著作権制度の改善に努めてまいりたいと考えております。

文化庁長官官房著作権課長

森 孝之

Mori Takayuki

CPRA ニュース

V O L . 7 1

F E B . 2 0 1 4

C O N T E N T S

● 巻頭メッセージ

著作権行政の当面の課題について …… 1

● 特集

分配業務から振り返る芸団協CPRAの20年の歩み …… 2

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

分配業務から振り返る 芸団協CPRAの20年の歩み

前号のCPRAnewsでは、徴収業務の観点から芸団協CPRAの20年を振り返ったが、一方で当然ながらその徴収された使用料・報酬等(以下「使用料等」という)を分配してきた歴史もある。1971年に開始した商業用レコード二次使用料の団体への分配(以下「団体分配」という)に始まり、現在では、指定団体ならびに著作権等管理事業者として、下表の権利の使用料等を実演家・権利者に分配

を行っている。今回は、その中から商業用レコード二次使用料ならびに商業用レコードの貸与に係る使用料・報酬(以下「貸レコード使用料」という)の国内分配について振り返り、その関連業務についても少し触れてみたい。

芸団協CPRA運営委員
(音楽関連分配担当/データセンター担当)
権名和夫

商業用レコード二次使用料 分配業務

音楽CDをはじめとした商業用レコードに固定された実演(以下「レコード実演」という)を放送、有線放送で利用した際、放送事業者は著作権法第95条1項の規定により実演家に二次使用料を支払わなくてはならない。この二次使用料を受ける権利(以下「二次使用料請求権」という)は、同95条第5項の規定により「国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体…でその同意を得て文化庁長官が指定するもの」がある場合には、その団体のみが行使することができる。1971年、芸団協は文化庁長官より二次使用料請求権の行使団体として指定を受け、徴収を開始すると共に分配も開始した。この権利は、法律上は「放送等で使用された商業用レコードに参加する個々の実演家・権利者の有する権利」でありながら、当時は「立法趣旨の『機械的失業』の概念^{*1}」、「客観的分配データの不足」、「徴

収額が少額(1971年度は約3,000万円)などの理由から、権利を有する個々の実演家・権利者に分配する(以下「権利者分配」という)のではなく、芸団協会員団体である団体を対象とした団体分配を行っていた。1961年に採択された著作権隣接権の国際条約、ローマ条約においても、放送番組作成の際、昔はオーケストラ等を雇って生の実演をさせていたのに代わって、レコード実演が使用されるようになったことで、実演家が生の実演を行う機会が減少するという、実演家の「機械的失業」への補償及びレコードを使用する者が得る利益の一部を実演家に還元すべきという経済均衡論の考え方から、実演家に二次使用料を支払うよう加盟国に義務づけた。そのため、個々の権利者に分配するのではなく、実演芸術振興のための基金設置など、実演家全体のために使うのが国際的潮流でもあった。

しかし、1992年頃から徴収額が10億円を超えるようになり、海外でも権利者分配にシフトする国が増えてきたことから、

国内でも、著作権法第95条の「商業用レコードを放送または有線放送に利用した場合は当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない」という規定を厳格に解釈し、権利者分配を望む声が高まってきた。また、放送局から放送に使用した商業用レコード使用曲目報告(以下「楽曲報告」という)も受けられるようになったことから、1993年度徴収分から権利者分配を開始した。団体分配については、関係各団体に対し権利者分配の必要性への理解を求めながら、経過措置として1993年度徴収分から分配額を段階的に下げ、1997年度徴収分を最後に廃止した。但し、「立法趣旨の『機械的失業』の概念」を考慮して、実演家全体のために使用する目的で、権利者合意の上で、徴収額の一部を「共通目的基金」として拠出することとなったが、その後2011年度徴収分より廃止され、現在では全面的な権利者分配が実現している。

権利者分配の方法は、権利者団体の代表者で構成された委員会や部会の中で検

芸団協 CPRA の分配範囲

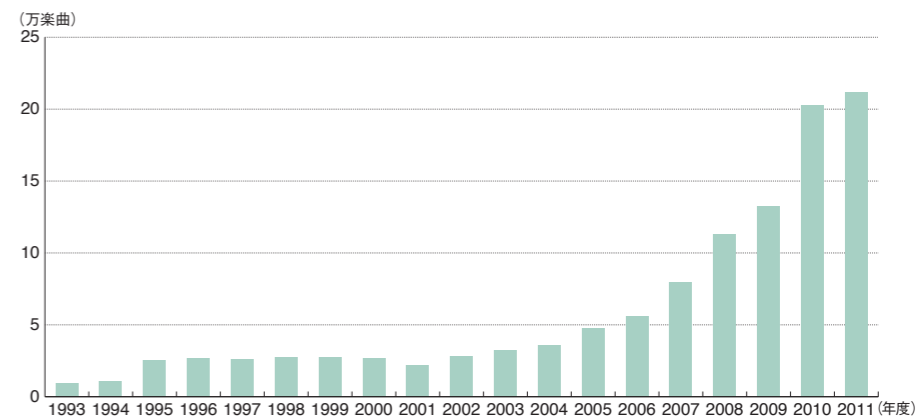
	種類	内容	性質	芸団協CPRA
音楽	①商業用レコード二次使用料請求権(第95条)	放送、有線放送	報酬請求権	指定団体
	②商業用レコード貸与権・貸与報酬請求権(第95条の3)	レンタル店での貸与	許諾権(1年) 報酬請求権(49年)	指定団体
	③私的録音録画補償金(第102条第1項で準用する第30条第2項)	家庭内での録音・録画	補償金	sarah、SARVHから分配
	④録音権(第91条)	放送用録音など	許諾権	著作権等管理事業者
	⑤送信可能化権(第92条の2)	サイマルストリーミング、オンデマンドストリーミングなど	許諾権	著作権等管理事業者
映像	①録画権(第91条)	放送番組の目的外利用(番組販売、ビデオ化)	許諾権	著作権等管理事業者
	②送信可能化権(第92条の2)	オンデマンド配信など	許諾権	著作権等管理事業者
	③私的録画補償金(第102条第1項で準用する第30条第2項)	家庭内での録画	補償金	SARVHから分配
	④有線同時再送信報酬請求権(第94条の2)	放送の有線放送による同時再送信	報酬請求権	aRmaから分配

討された。放送では幅広いジャンルの楽曲が使用されている。特に、著作権の処理と比べた場合に、実演家の場合は一楽曲に関わる権利者が数多く、その中でもメインアーティストや演奏家など参加形態も様々である。そこで、バランスのとれた分配を行うため、分配資金(徴収額から管理手数料・クレーム基金・共通目的基金等を控除した金額)を、①「ポピュラー/フィーチャード・アーティスト」(楽曲において中心的に氏名表示された実演家。以下「FA」という)、②「ポピュラー/ノンフィーチャード・アーティスト」(楽曲に参加したFA以外の実演家。以下「NFA」という)、③「クラシック」、④「その他」のジャンルに分けて、ジャンル毎に最適な分配方法を検討した。

①「FA」分配については、1995年6月から楽曲報告に基づく分配を開始した。開始当初の楽曲報告は、各放送局が社団法人(現・一般社団法人)日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」という)に提出した紙の報告書を基にしていたため、届いた報告書からデータを起こして、権利者を特定し、その権利者の連絡先を調査する、といった時間と手間のかかる作業だった。

また2007年頃からは、楽曲報告をそれまで行われていたサンプリング報告^{*2}から全量報告^{*3}にすることを目的に、フィンガープリント技術(放送された楽曲を既存のデータベースと照合して自動的に楽曲を特定する技術)を使用した楽曲報告の検討が開始され、2008年頃から各局が相前後して全量報告へと移行する状況が進行中である。その結果、楽曲報告数

商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移

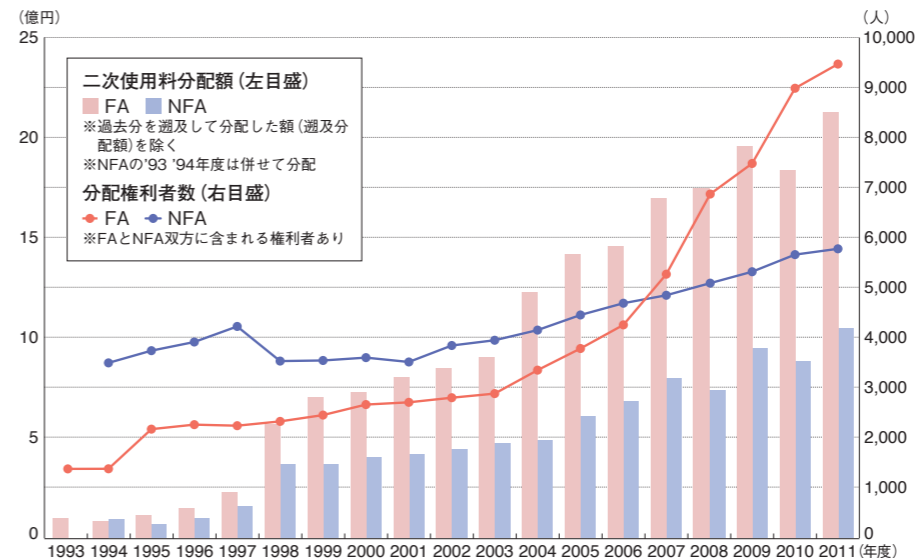


が飛躍的に増加し、かつ得られる情報もより詳細なものとなってきている。こうした状況に対応するため、分配の精緻化を含め、更なる合理化を目指して現在FA分配方法の見直しを行っている。

②「NFA」分配については1998年3月から分配を開始した。NFAの場合、数十万曲に及ぶ楽曲報告から、その全ての楽曲の参加演奏家を後追いで調査特定することは到底不可能であることから、演奏家団体の提案により、演奏家に係る貸レコード使用料NFA分配データと、演奏家権利処理合同機構ミュージック・ビーブルズ・ネスト(現・一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN、以下「MPN」という)が収集する演奏家のレコーディング参加履歴をデータ化したレコーディング参加データ(過去3年分)を複合的に使用する形での分配が開始され、現在に至っている。

③「クラシック」分配については、当初演奏団体の提案により、オーケストラのCD制作枚数を基に1994年度から1996年

商業用レコード二次使用料の分配額と分配権利者数の推移(徴収年度単位)



度徴収分の一部をオーケストラに分配したが、1999年10月に演奏家8団体によりMPNが設立され、その中にクラシック関連の団体で構成される「クラシック委員会」が設置されたことを受けて、その分配方法の検討を「クラシック委員会」中心に行っている。2000年度徴収分からは、株式会社ビデオリサーチに収集を委託した、ラジオのクラシック専門番組での使用楽曲データと、それらの楽曲に参加した演奏家のデータを使用して分配を行っているが、調査データから漏れた権利者への補完として、オーケストラのCD制作枚数データも一部併用している。

④「その他」分配については、ポピュラー・クラシック以外のジャンルを、「邦楽」、「沖縄民謡」、「民謡」、「演芸」の4部門に区分した。これらのジャンルは楽曲報告から権利者を特定することが困難であったため、各ジャンルの権利者が所属する団体を通じて分配することとなった。当初、沖縄民謡および民謡の権利者をまとめている団体が存在しなかったため、他ジャンルより分配が遅れることとなったが、2005年社団法人(現・一般社団法人)沖縄県芸能関連協議会(以下「沖芸連」という)、2006年日本民謡実演家協会(現・一般社団法人、以下「民謡協会」という)が設立されたことを機に、「邦楽」は邦楽関連団体で構成している邦楽実演家団体連絡会議、「沖縄民謡」は沖芸連、「民謡」は民謡協会と社団法人(現・一般社団法人)日本歌手協会、「演芸」は演芸関連団体で構成している日本演芸家合同機構等に分配を開始した。ただし分配にあたっては、これらの団体に対して、権利者の利益以外の目的に使用してはならないことを課している。

このような二次使用料の権利者分配の複雑さから権利者に向け芸団協における

権利処理業務の専門性や透明性、独立性を示すことが求められるようになり、1993年、権利者団体協力の下、専門機関CPRAが設置されるきっかけとなった。その後、ジャンル毎にデータや環境が整ったものから順次分配を行ってきたが、現在では、分配規程も整備され、定期業務として全ジャンルの分配を毎年3月に実施できるようになった。

貸レコード使用料分配業務

1985年、芸団協は文化庁長官より商業用レコードの貸与に係る報酬請求権の行使団体として指定を受け、1986年から徴収を開始した。商業用レコード販売後一年間、実演家には排他的権利（許諾権）である貸与権が付与されるが、それ以降は報酬請求権となる。貸与権は個々の権利者が行使できるが、権利者、利用者双方の便宜上、著作権法に基づいて、芸団協が報酬請求権と併せて行使することとなった。そのため、芸団協では最初から権利者分配を行うことを目指した。芸団協における権利者分配は、貸レコード使用料が初めてであったため、分配方法を定めて、準備が整うまで2年以上の時間が費やされた。分配の基となるレンタル使用データはJASRACの貸与使用実態調査データ（以下「貸与データ」という）を利用した。貸レコード使用料は、年2回（6月と12月）分配を実施しているが、通常その1回分（半年分）の貸与データの邦盤レコード件数は7,000から8,000、多い時は10,000を超えることもあった。そこで、権利者を「印税契約者」（現・FA）と「非印税契約者」（現・NFA）に区分し、分配資金を①「FA」分と②「NFA」分に分けて分配することとした。

①「FA」分配については、貸与データの全レコードを分配対象として、1988年10月から分配を開始した。権利者への分配額は、レコード毎

に貸与回数と種別（アルバム・ミニアルバム・シングル）格差を乗じた値（レコードポイント）を取録曲数で割り、楽曲毎にポイントをつけて計算した。分配開始当初は、FAをオリコン雑誌や各レコード会社が出しているレコードカタログ等で調べ、1件1件登録していたため、時間のかかる作業であった。現在では、MINC^{*4}や株式会社音楽出版社、株式会社ジャパンミュージックデータなどの音楽データベースを利用し、機械的にFAの登録が可能となり、作業負担は軽減されている。

②「NFA」分配については、1989年3月から分配を開始した。NFAの場合、FAとは異なりクレジットなどの既存の情報では参加実演家が網羅されていないことが多く、独自に情報を収集する必要があるため、調査に係る時間や費用対効果を考慮し、分配対象を貸与データの中から、レコードポイントの上位1,000レコードに絞ることとした。

当初、社団法人音楽制作者連盟（現・一般社団法人日本音楽制作者連盟、以下「音制連」という）ならびに社団法人日本音楽事業者協会（現・一般社団法人日本音楽事業者協会、以下「音事協」という）の協力のもと、音制連内に「芸団協レコードデータセンター」が設置され、他方、演奏家7団体が有限会社ミュージシャンズ・データ・サービス（以下「MDS」という）と「データに関する協力確認契約」を交わして演奏家の情報収集を委託したことにより、音制連、音事協、MDSの3者に

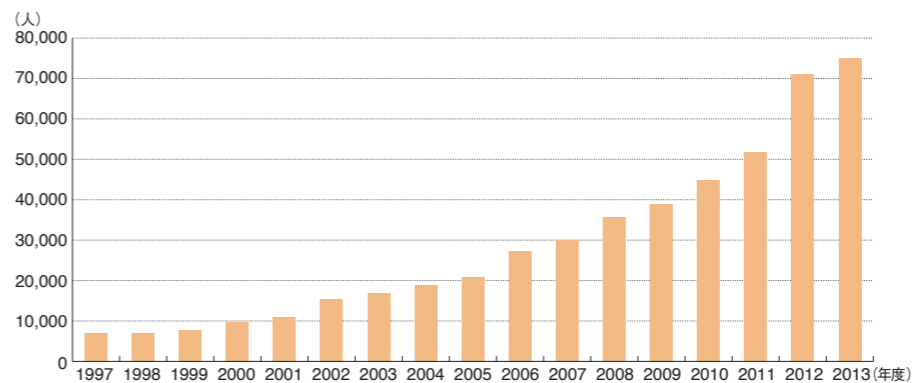
よるデータ収集の体制がスタートした。また1997年2月には、音制連と音事協が、「円滑な権利処理および原盤権利情報の一元管理を目的」としてアーティスト・マネージメント・オーガナイゼーション（AMO）総合研究所を設立し、MDSも協力して楽曲単位での作品データベース（AMOデータベース）の構築を開始し、のちの二次使用料FA権利者分配への道筋をつけることにもなった。現在では、音制連と、MDSの業務を継承したMPNが、この調査業務を担っている。

なお、2013年度から貸与データがサンプリング報告から全量報告に移行しているため、2013年度上期の邦盤レコード件数は約115,000までに増加している。一方で、貸レコード使用料はレンタル店の減少に伴い、徴収額の減少も予想される。この状況の中、現在関係者間で合理的かつ、より精度の高い権利者分配を実現するための検討を続けている。

権利者の委任取得業務

芸団協が、権利者分配を開始するにあたり、まず手掛けたことは実演家から権利行使の委任を取得することだった。当時、実演家の著作隣接権に対する認識は低く、芸団協から直接委任を取りに行っても理解を得ることは難しかったため、芸団協会員で商業用レコードに係る権利者が所属する団体（権利者団体）に協力を依頼し、実演家はまず所属団体に権利行

芸団協 CPRA 委任者数の推移



使を委任し、その団体から芸団協に複委任する方法で委任者を集めた。しかし、分配対象となった権利者で団体に所属していない実演家（非委任者）も大勢いた。CPRA発足後は、権利者団体の協力を得て非委任者の連絡先等の調査を行い、委任者を増やしていった。非委任者の使用料は委任が取れるまで芸団協CPRAで保留していたが、長年分配を続けて行く中、その保留額が蓄積され高額になり、文化庁から「指定団体である芸団協CPRAは委任者の権利を行使しているため、非委任者の使用料を保留する必要はない」との指摘を受け、2004年度徴収分から分配資金の全額を委任者に分配する方法に変更した。しかし、二次使用料ならびに貸レコード使用料に関しては、指定団体である芸団協CPRAしか権利行使できないことから、クレーム基金の料率をあげ、一定金額を確保して後から委任した権利者

に対しては、そのクレーム基金から分配することとした。最近では権利拡大とともに、実演家の権利意識も高まったことに加え、芸団協CPRAが著作権等管理事業者として映像の権利処理も開始したことで、委任者数は順調に増えてきている。

システム開発業務

芸団協CPRAでは、二次使用料ならびに貸レコード使用料で分配対象となったレコード・楽曲情報を蓄積したデータベース（レコードタイトル・収録楽曲・楽曲参加者（権利者）等の情報が登録されている。以下「作品DB」という）と、団体から提出される権利者の委任状を基に権利者情報を蓄積したデータベース（性別・生年月日等の個人基本情報から、芸名・所属事務所および団体等の情報が登録さ

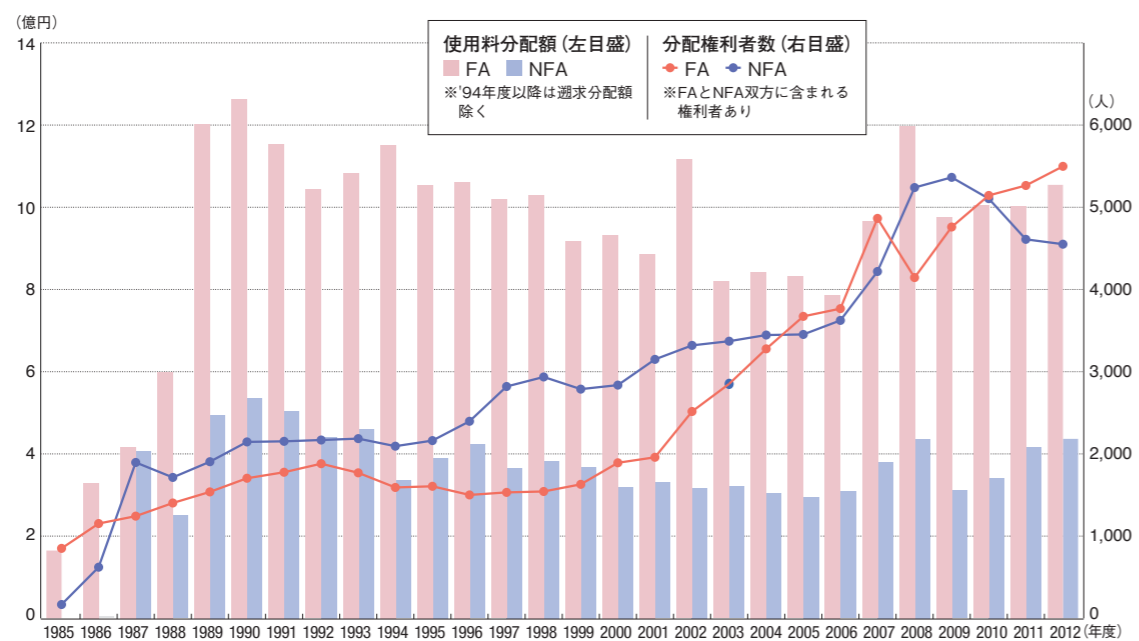
れている。以下「権利者DB」という）を構築している。現在、作品DBにはレコード約254,000件、楽曲約1,646,000件、権利者DBには約75,000名が登録されている。これらのデータベースは映像など他業務の権利者分配にも利用されている。また、権利者団体の実務担当者を集めて「データセンター推進委員会」を設置し、楽曲報告や貸与データ等のデータ処理、作品・権利者DBの管理、権利者分配額の計算処理等を行う分配システムや、権利者団体とのデータ受け渡しや情報共有のための権利者団体連携システムの開発改善に取り組んでいる。システムの精度を上げて、作業負担を軽減することは、経費削減にもつながっている。その結果、手数料を段階的に下げ、権利者により多くの使用料等を分配できるようになった。

最後に

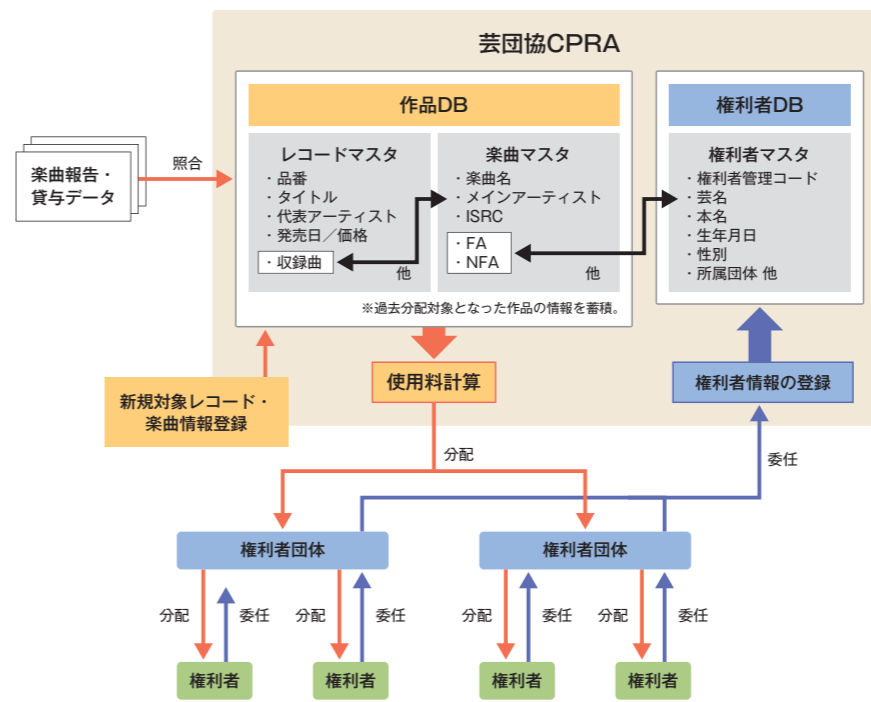
芸団協CPRAの権利者分配は、貸レコード使用料から始まり、25年が経過した。開始当初は、分配方法の検討・データ収集に試行錯誤を繰り返したが、芸団協CPRA発足後は、環境や状況の変化に応じた分配方法の見直しや、様々な課題・問題の発生にも、協議しながら解決する環境が実現している。

今後、実演家の権利が拡大していく中で、分配業務もますます複雑になることが予想される。「権利者へ最大の分配」を目標に、関係する権利者団体と共に適正かつ合理的な分配を目指して行きたい。

貸レコード使用料の分配額と分配権利者数の推移（徴収年度単位）



データベース概要図



※1：立法を担当した当時の文化庁著作権課長加戸守行氏は、その著書「著作権法逐条講義一六訂新版（公益社団法人著作権情報センター、2013年8月27日）」の中で、機械的手段の発達により、実演家の生演奏に代えて実演が録音されているレコードの使用が一般化している現状を鑑み、もしレコードが存在しなければ実演家が実演を行うことで収益を上げることができたのだから、使用されたレコードに吹き込んでいる実演家であるか否かを問わずこのようなレコードの二次使用料によって生じる実演家の機械的失業に補償を与えようとの趣旨から、実演家に二次使用料を受ける権利を定めたとしている。

※2：統計学に基づき、放送された一部の楽曲サンプルによって全体の楽曲を推定するもので、放送の視聴率調査などで一般的に行われている手法。

※3：放送された全ての曲目を報告してもらう手法。

※4：1993年、著作権審議会マルチメディア小委員会が、マルチメディア時代に向け、権利処理の効率化を目的に「J-CIS（著作権権利情報集中システム）」構想を提唱した。その音楽分野を担うため、JASRAC・社団法人（現・一般社団法人）日本レコード協会・芸団協CPRAの3団体が協力し、1999年1月「ミュージック・ジェイシス協議会 / Music・J-CIS」（略称MINC = Music Information on Neighboring-rights & Copyright）を設立。その後、J-CIS構想は断念されたが、MINC運営は継続し、3団体が保有する情報を統合したデータベースをインターネット上に提供している。

Culture First第11回記者会見を開催、 新たな補償制度創設に係る提言を行う

I. 記者会見の背景～私的録音録画補償金制度を巡る状況～

1992年12月の著作権法改正によって導入された私的録音録画補償金制度。政令で指定されたデジタル方式の機器・媒体を用いて私的使用を目的とした録音録画を行うユーザーが、権利者に補償金を支払う仕組みである。その実効性を確保するため、これらの機器・記録媒体を提供している製造業者・輸入業者に、補償金支払い請求及び受領について協力義務が課されている。そのため、製造業者等は、政令により指定されたMDレコーダー等の特定機器やMD等の特定記録媒体に補償金を上乗せして販売し、購入された際の補償金額を権利者に支払うことで運用されてきた。

ところが、パソコン、スマートフォン、iPodといった現在最も私的録音録画に使われているであろう機器は、著作権法の「本来の機能に付随する機能として録音・録画の機能を有するものを除く」等の規定により補償金の対象である特定機器から除外されているため、徴収額は激減している。このような問題に対応するため、著作権法を所管する文化庁では、2003年以降文化審議会著作権分科会等で、同制度見直しの検討を行ってきた。しかし、2009年に(一社)私的録音録画補償金管理協会(SARVH)がアナログチューナー非搭載DVDレコーダーについて私的録音録画補償金の支払いを拒否した(株)東芝を相手取り訴訟を提起したことにより、検討がストップしてしまっていた。

2012年、最高裁は、「私的録音録画補償金制度はアナログ放送を録画源とするものであるから、デジタル放送のみ録画する当該レコーダーは特定機器等に該当せず



補償金の対象とはならない」と判断した知財高裁判決に対する原告の上告を退けた。これにより、アナログ放送が停波した2011年7月24日以降、現行制度の下では事実上私的録音録画補償金の対象となる機器等は存在しなくなり、2011年度には25億円だった徴収金額が、今年度には0円になってしまう。また、私的録音録画補償金徴収額もピーク時の2001年当時と比べ、2%程度まで落ち込んでいる。

II. 記者会見の概要

Culture Firstは、私的録音録画補償金制度の存続についてヨーロッパで大きな成果を上げた「Culture First1連合」を参考にし、①文化の振興こそが、真の知財立国の実現につながることに、国民の理解を求めると共に、その役割を担っていくことを表明する、②経済の発展や情報社会の拡大を目的としたどんな提案や計画も、文化の担い手を犠牲にし進められることのないよう、関係者並びに政府の理解を求め、③知財先進国の経済発展を支えるのは、市場を賑わす種々の製品だけでなく、文化の担い手によって生み出される作品やコンテンツの豊かさや多様性でもあることを強調する、という3つの行動理念に賛同した権利者団体により2008年1月に発足した。私的録音録画補償金制度の見直し等に対し、記者会見等を通じ積極的に権利者の立場を表明してきた。

2013年11月14日(木)、東海大学校友会館・朝日の間にて、Culture First 85団体は記者会見を行い、十分に機能していない現行の私的録音録画補償金制度に代り、以下のような新たな制度を創設する

ことを求めた。

○補償の対象は私的複製に供される複製機能とする

現行制度の問題点の一つに、補償金の対象機器・媒体が個別に政令で指定されている硬直性がある。新たな機器や媒体が大量に流通しても、関係省庁間の合意がなければ、補償金の対象とならない。新たな制度では、機器、媒体、サービスの別を問わず、私的複製に供される複製機能を補償の対象とすることで、権利者は技術の進歩に対して適正な対価の還元をあまねく求めることができると考えている。

○補償の支払義務者は

複製機能を提供する事業者とする

現行制度では、ユーザーが補償金の支払義務者となり、実際に利益を上げている複製機器・媒体の製造業者等は補償金の請求・受領に関する協力義務者に過ぎない。この「協力義務」について、SARVH・東芝訴訟第一審判決では、法的強制力を持つものではないと判示した。この考え方によると、製造業者等が協力義務を遂行しなくても法律上何ら責任を負わないことになり、補償金制度は事実上機能しない。そのため、新たな制度では、私的複製に供される複製機能を構成する機器、媒体、サービス等の手段を利用者に提供する事業者を明確に支払義務者とすることを求めている。

2013年11月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に、クリエーターへの適切な利益還元等について検討する「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」が発足した。今回の記者会見は、このように私的録音録画補償金制度問題の解決に向けて取り組む環境が徐々に整いつつある状況を踏まえて開かれたもので、(一社)日本音楽著作権協会の菅原瑞夫理事長、芸団協の椎名和夫常務理事及び(一社)日本レコード協会の畑陽一郎理事が出席し、芸団協の松武秀樹理事が司会を務めた。今後は、新たな制度の詳細について権利者間で検討を進めるとともに、文化審議会等の場で議論を深めていきたいとしている。

(企画部広報課 榎野睦子)

20周年を記念して 『実演家概論—権利の発展と未来への道—』を刊行

芸団協CPRA設立20周年記念事業
プロジェクトチーム座長

松武秀樹

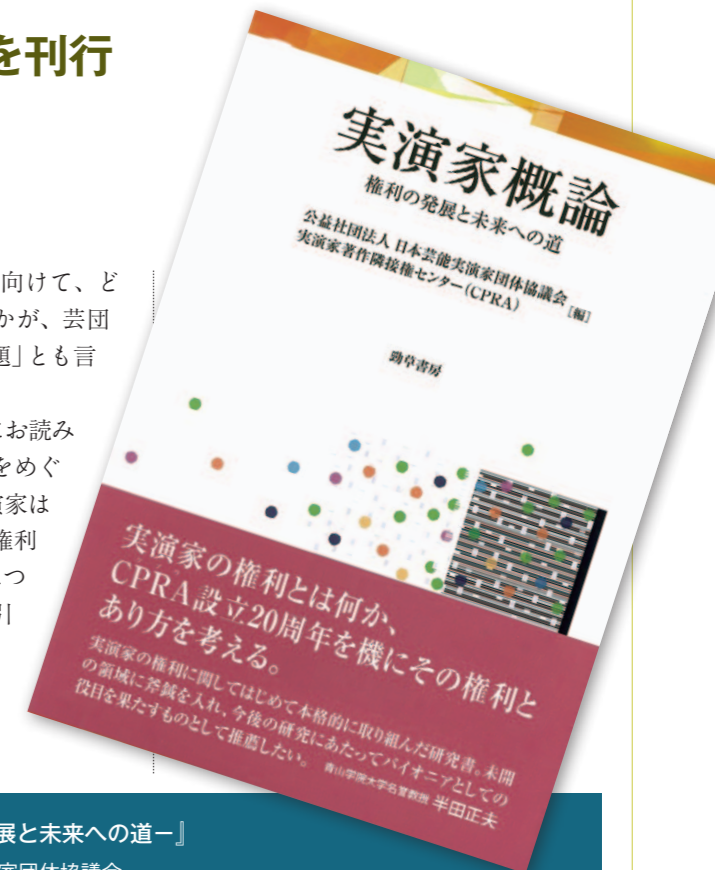
2013年10月、実演家著作隣接権センター(CPRA)が、芸団協に設置されてから20周年を迎えました。これを記念して、『実演家概論—権利の発展と未来への道—』を、人文科学・社会科学の分野で数多くの出版を手掛けてきた勁草書房より刊行しました。同書では、著作権法に精通した国内外の16名の先生方による論文のほか、欧文論文については国内の先生方3名にも翻訳の労をいただき、構成されています。半田正夫青山学院大学名誉教授から「実演家の権利に関してはじめて本格的に取り組んだ研究書」との推薦をいただいたとおり、実演家の権利に関する初めての理論書です。

芸団協CPRAでは、20周年に向けてプロジェクトチームを設置し、議論を重ねてきました。実演家の権利の擁護と拡大に積極的に取り組んでいる芸団協CPRAとして、何ができるのか。その一つの答えが、本書の刊行です。デジタル・ネットワーク社会と言われて久しい中、著作権制度の在り方について議論が様々に行われています。しかしながら、その遥か昔から、生身の体を通じて実演は繰り返されてきました。にもかかわらず、実演家の権利に関する研究については、あまり多くを目にすることがないのは、残念でなりません。そこで、20周年というひとつの節目に、実演家の権利について、広く問いかけてみたいと思いました。

先生方に論文の執筆をお願いするにあたって、大枠のテーマのみ示し、それぞれの角度から自由に実演家の権利について論じていただきました。その結果、本書に所収された論文では、実演家の権利に関する基礎理論、国際条約、契約や判例、パブリシティ権、文化政策、ヨーロッパやアメリカ、韓国に関するものなど、非常にバラエティに富んだ多面的な考察をしていただけたと感謝しております。本書の刊行をきっかけに、今後、実

演家の権利の擁護と拡大に向けて、どのように取り組んでいくのが、芸団協CPRAに与えられた「宿題」とも言えるでしょう。

本書が、より多くの方々にお読みいただき、実演家と権利をめぐる研究の礎となり、なぜ実演家は保護されるのか、実演家の権利とは何か、どうあるべきかについて、より議論が深化し、引いては実演芸術振興の一助となることを願って止みません。



『実演家概論—権利の発展と未来への道—』

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター(CPRA)編

はしがき 目次 凡例

序 「CPRA設立20周年に寄せて」阿部浩二

第1部 実演家と著作隣接権

- 第1章…「実演家の権利の発展」
齊藤博
- 第2章…「著作隣接権の保護理由と実演における創作的要素」
本山雅弘
- 第3章…「実演家の権利の国際条約」
ジルケ・フォン・レヴィンスキー
(財田寛子訳)

第2部 実演家と権利をめぐる諸問題

- 第1章…「実演家にみる身分から契約の流れ」
藤原浩
- 第2章…「判例で考える実演家の権利」
市村直也
- 第3章…「実演家のパブリシティ権」
安東奈穂子
- 第4章…「より多様な実演を享受できる環境の整備—文化政策の観点から—」
小島立
- 第5章…「実演家の権利保護とピークル・セオリー」
山本隆司

第3部 実演家と権利を巡る諸外国の状況

- 第1章…「EU法(European Union Law)における実演家の権利」
フランク・ゴツェン
(戸波美代訳)

第2章…「ドイツ実演家契約法における実演家の保護—著作者と実演家の権利の平準化に向けて—」
三浦正広

第3章…「実演家の権利に係る若干の論点についての考察—フランス法上の議論を導きの糸として—」
駒田泰士

第4章…「イギリスにおける実演家の権利」
横山久芳

第5章…「アメリカにおける実演家の法的保護に関する一考察」
安藤和宏

第6章…「韓国における実演家の権利と保護—現状と課題—」
張睿暎

第7章…「過去60年間の実演家の権利管理の概要」
ピヨルン・ジョエル=サンバイ
(小川明子訳)

第4部 欧文論文

Silke von Lewinski "International Treaties on Performers' Right"
Frank Gotzen "Performers' Rights under European Union Law"
Bjorn Juell-Sundbye "Overview of Collective Management of Performers' Rights through 60 years"

あとがき
著者紹介

芸団協CPRA業務について

海外の契約締結団体あてに 使用料等の分配を実施

芸団協CPRAは、2013年12月17日付で契約を締結している海外団体あてに今年度の定例分配を実施した。

海外の団体とは年に一度12月末までに使用料等を分配する旨が契約されており、今回は今年度新たに双務契約を締結したSTOART(ポーランド)を含めた計23団体に対し約6億円を分配した。

ケーブルテレビ事業者への 二次使用料請求について

芸団協CPRAは現在、全国のケーブルテレビ事業者に対し、平成25年度の有線放送における商業用レコード二次使用料請求手続きを行っている。

ケーブルテレビのうち請求対象となる事業者は全国で500を超え、芸団協CPRAの二次使用料請求対象の中で最も多くの事業者が存在するメディアである。

ケーブルテレビの二次使用料の計算方法は、多くの事業者が加盟する一般社団法人日

本ケーブルテレビ連盟(JCTA)との長きに亘る協議を経て、平成30年度まで合意している。実際の徴収は、JCTAとの協定に基づくケーブルテレビ事業者との個々の契約により、請求を行っている。

JCTAに加盟する事業者の多くは、大手のJ:COM、JCNを始めとした営利型ケーブルテレビであるが、近年は地方公共団体の運営局なども順次加盟している。過去分も含め二次使用料徴収を開始した平成20年度当初は、二次使用料制度そのものの周知に労力を費やさざるを得ない状況にあった。しかし現在は、JCTAと協力関係を築いたことも奏功し、大半の事業者に理解を得られたものと見られ、概ね順調に徴収が進んでいる。

一方、JCTA非加盟のケーブルテレビ事業者についても徴収業務を進めているが、依然二次使用料制度の周知徹底が必要であること、また、実態の把握が厳しく連絡も取れない場合があり、今後も難航が予想される。中には過去年度分が滞納している社もあり、清算するよう強く働き掛ける所存である。

TPP交渉の動向

TPP(環太平洋パートナーシップ)交渉が長期化している。目標だった2013年中の妥結は断念され、1月に開催予定だった新年第1回の閣僚会合も意見の調整が間に合わず延期された。

21に及ぶ交渉分野の中で特に難航しているのが競争政策(国有企業の扱い)、市場アクセス(関税)、そして知的財産である。

参加国には高度の秘密保持義務が課されているため、各国の主張など交渉の具体的な状況は明らかにされていないが、報道によれば、大きな論点となっているのは映画や音楽などの著作権の保護期間や、医薬品の特許権が及ぶ期間、模倣品・海賊版への取り締まり強化。各国の利害対立が交渉の障害となっている模様だ。また、著作権侵害に関して、権利者の告訴なしに法的措置を実行できる「非親告罪化」が提案されているという。

閣僚会合は現在2月後半の開催を目指し調整が進んでいる。交渉が3月以降にずれ込むと米議会の承認に間に合わないため、これが早期妥結の事実上の期限とも言われる。

芸団協CPRAは、日本の交渉参加以来、TPP政府対策本部の関係団体向け説明会に参加して

情報収集・対応に努めてきた。今後も状況を注視していきたい。

【お詫びと訂正】CPRAnews VOL.70、P1「20周年を迎えたCPRA」の本文中に以下の誤りがありました。

(誤) 一般社団法人映像権利者合同機構

(正) 一般社団法人映像実演権利者合同機構

ここに修正しますとともに、謹んでお詫び申し上げます。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

五藤 宏

芸団協CPRA運営委員会副委員長
日本音楽事業者協会専務理事

音事協創立50周年を記念し製作した「ジョバンニの鳥」の公開が迫っている。この映画は、北方領土・色丹島を舞台にした実話を基にしたアニメーション映画だ。音事協では50周年記念事業として、「子供たちに向けて忘れてはいけないことを伝える」ことをテーマにアニメーション映画を製作することを考えた。そこに「北の国から」の監督などで知られる杉田成道さんがかねてより温めてこられた本作の原案となる企画に、双方の意図と願いが合致したことにより「ジョバンニの鳥」の製作は始まった。この作品には、終戦後のソ連軍の進駐が引き起こす島民の混乱と不安が描かれているが、そうした中であっても時には音楽を通じ、時には自然を通じ、島民とロシア人が心を通い合わせている姿に着目したい。しかし同時に、戦争によってもたらされた過酷な事実、目をそむけてはいけない現実というものもまた描かれており、安易に平和を礼賛するだけでなく、「忘れてはいけないこと」とはむしろこのことなのだと思わせる構成も見逃すことはできない。

さらに、声優陣も実に豪華だ。市村正親さん、仲間由紀恵さん、柳原可奈子さん、ユースケ・サンタマリアさん、犬塚弘さん、八千草薫さん、仲代達矢さん、そして北島三郎さん…異なるフィールドで活躍する面々が、アニメーションという舞台の中でそれぞれの静謐さ、重厚さをいかんなく発揮し、誠に味わい深い演技を見せてくれている。また、忘れてはならないのは、音楽がさだまさしさんによるものだという点だ。さださんの音楽がじんわりと観客の心に沁み込んでいき、この作品の風景を彩っていく。余談だが、さださんの音楽は北国の風景に本当によく合う。

厳しい運命に翻弄されながらも国境を越えた絆が描かれた本作。実演家の実演の奥深さや普遍性を改めて実感できるとともに、実演家の地位向上にも貢献しうる作品に仕上がったと自負している。ぜひ一度ご鑑賞いただければ幸いです。

CPRA NEWS VOL.71 通巻71号 2014年2月1日発行

発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F

TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614

<http://www.cpra.jp>

